

鳥取県訓令第7号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室を除く。</u>）、鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">鳥取県東部 総合事務所</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black;">鳥取県東部総合事務所農林局</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室</u>をいう。</p>	鳥取県東部 総合事務所	略		鳥取県東部総合事務所農林局		略	略		<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校を除く。</u>）鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">鳥取県東部 総合事務所</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black;">鳥取県東部総合事務所農林局 (気高農業改良普及所を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black;">鳥取県東部総合事務所農林局気 高農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>商工労働部産業技術センター(機械素材研究所及び食品開発研究所を除く。)</u>、<u>商工労働部産業技術センター機械素材研究所及び商工労働部産業技術センター</u></p>	鳥取県東部 総合事務所	略		鳥取県東部総合事務所農林局 (気高農業改良普及所を除く。)		鳥取県東部総合事務所農林局気 高農業改良普及所		略	略	
鳥取県東部 総合事務所	略																		
	鳥取県東部総合事務所農林局																		
	略																		
略																			
鳥取県東部 総合事務所	略																		
	鳥取県東部総合事務所農林局 (気高農業改良普及所を除く。)																		
	鳥取県東部総合事務所農林局気 高農業改良普及所																		
	略																		
略																			

<p>(5) 略</p> <p>(健康診断の種類及び対象職員)</p> <p>第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 結核健康診断 前2号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の12第1項に規定する結核回復者である職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>働部産業技術センター食品開発研究所並びに農林水産部農業大学校をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(健康診断の種類及び対象職員)</p> <p>第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 結核健康診断 前2号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び結核予防法(昭和26年法律第96号)第24条第1項に規定する結核回復者である職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。